

統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第1回） 議事概要

1 日 時 平成 25 年 11 月 15 日（金）13：30～15：30

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 4 階 共用第 4 特別会議室

3 出 席 者

【委員】

深尾委員（座長）、西郷委員、中村委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府、総務省統計局、総務省政策統括官（統計基準担当）付、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行、埼玉県、佐賀県

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水参事官、清水政策企画調査官ほか

総務省政策統括官（統計基準担当）付：横山統計企画管理官、山田統計審査官、澤村企画官ほか

- 4 議事次第（1）第1ワーキンググループにおける審議の進め方について
（2）「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について
（3）その他

5 議事概要

冒頭、座長代理として中村委員が指名された後、以下のとおり議事が進められた。

（1）第1ワーキンググループにおける審議の進め方について

事務局から資料1、3、4と参考に基づき、第1ワーキンググループにおける審議の進め方、審議スケジュールについて説明が行われ、了承された。

（2）「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について

事務局から資料2と資料2の参考、資料3に基づき、諮問案の概要と、重点的に審議が必要と思われる事項について説明が行われた後、資料4の委員から提出された意見に基づき、逐次審議が行われた。主な意見等は以下のとおり。

< 諮問案の概要について >

- ・ 資料2の参考の整理の考え方に賛成。現行基本計画の作成時には、SNAの課題について、プライオリティ付けができず、担当府省である内閣府のみの課題になってしまった。今回、内閣府と一次統計作成省の役割を明確化して記述するのは重要と思う。

1) 国民経済計算の整備

<前文(表現の修正に関する意見)>

[意見提出委員の補足説明] 国連が定めた SNA に各国が従うのではなく、加盟国で構成された統計委員会で各国が合意し定めたものであることから、それを表わすような表現の方が良い。また、生産面・分配面の四半期 GDP 速報については、できるか否か、行うか否かの段階ではなく、どのように公表するか、複数公表される値をどう説明するか、更には一層の改善を図るという段階に来ていると思うので、「重要な課題に答えること」という表現の方が適切。

事務局、内閣府も異論なく、委員意見のとおり修正。

<精度の確保・向上(10 延長表の基幹統計化に関する意見)>

[意見提出委員の補足説明] 10 延長表については、「基幹統計化を推進する」となっていた審議結果と比べると、諮問案では「基幹統計化の可否を検討し、結論を得る」と、かなり後退した表現になっている。10 延長表の重要性を考えて、「基幹統計化の諮問に向け尽力する」と修正してはどうか。

[事務局の回答] 10 延長表の精度向上を図り、最終的には基幹統計化を推進するという考え方は遵守すべきと思う。しかしながら、具体的な施策、担当府省を記載する基本計画の別表では、10 延長表の作成府省にとっては推計手法の高度化を通じた精度向上が自主的に推進を図れることで、結果として基幹統計になるというのが諮問の考え方である。そもそも基幹統計化は、統計委員会の審議を踏まえて総務大臣が承認するものであり、作成府省の具体的取組を書くところでは、「基幹統計化の推進」や、「基幹統計の諮問に向けた尽力」は書きづらい。諮問案では、この他にも、貿易統計、海外事業活動基本調査、第3次産業活動指数に関して同様の考え方をしている。

・ 延長表は一時期、粗い集計に変えられ利用者としては非常に不便なことがあった。諮問案の表現で、継続して例えば基本分類に近い形で作られていくことが担保されるのか。

継続的に作成していくことに変わりはない。基本的には基本表に近い形を目指す。

10 延長表が基本計画に掲載されれば、基幹統計化という言葉がなくても、作成府省は毎年の施行状況を統計委員会に報告することになるので、委員の懸念も一定程度回避されるものと考えている。

・ 修正意見の「基幹統計化の諮問に向け尽力する」はかなり強い表現との印象を受ける。

今後もフルサイズの 10 延長表作成が担保されるようなので、原案ですとする。

<国際比較可能性の向上>

(産業連関表に関する用語の統一に関する意見)

[事務局の回答] 本文と別表で表現に齟齬があるので統一すべきだが、平成 23 年表の次の表が平成 27 年表になるかどうか決定はしていないので、事実関係を踏まえ別表の表現(次回表(現在作成途上にある平成 23 年表の次の表))に統一することとしたい。

事務局回答の通り修正する。

(SNA の基本価格表示の実施時期に関する意見)

[意見提出委員の補足説明] SNA の基本価格表示について、審議結果では「次々回基準改定での実現を目指す」とあるが、諮問案では「実現に向けた所要の検討を併せて行う」となっており、やや後退しているように思えるが、諮問案でも審議結果の表現にすべきではないか。

[事務局の回答] 10 と SNA については、推計スケジュールを考えると、まずは 10 を作成し、それをベースに SNA の基準改定を行うという順番。10 の基本価格表示が確実なものにならない限り SNA の基本価格表示は難しく、10 の基本価格表示ができたことを前提に SNA の基本価格表示を「目指す」と書くのは困難。

内閣府としても、SNA で基本価格表示に対応するには基礎統計である 10 での対応が必須の条件。また、10 で詳細な部門分類での表が作成されないと SNA での実現は極めて困難。従って、次の 10 で基本価格表示がどの程度の詳細さで作成されるかを十分見定めないと SNA で基本価格表示を作成できるかどうかの判断は難しい。

- ・ 期限を区切る方が望ましいが、現実的には精度の問題があることから、基本計画に盛り込むには諮問案で収めざるを得ない気はする。

SNA の基準改定が 10 の推計される年の大体 5 年後とすれば、かなり遠い将来であり、次期基本計画期間の更に先と考えられることもあり、諮問案の文案で了としたい。

(基本価格表示を喫緊の課題としての特掲すること等についての意見)

[事務局の回答] 本課題は、審議の視点に照らすと、本来は審議の対象でないと整理するところだが、委員の提案自体は経済統計にとって非常に重要な指摘である。ただ、消費税の扱いについては、諮問案でも既に p 30 (間接税、補助金等)、p 33 (売上等の集計に関する消費税の扱い) において、国際比較可能性、産業統計全般の課題という視点からではあるが記載している。また、現在の SNA 推計における消費税の扱いは、修正グロスアプローチという一次統計を税込データとして扱う方法であり、デフレーターとして税込の価格統計を使うことで、実質化の中で税の影響のない系列を推計できる。その精査、検討は、SNA 推計部局として常日頃から行っている。本課題は、公的統計の整備としては重要であるが、日々継続的に取り組んでいる課題を 5 年間の基本計画に書くべきかは疑問である。重要な課題であることを WG で確認し、内閣府で既に行われている検討の成果に反映されれば良いと考える。

内閣府から補足すると、消費税の引き上げは平成 26 年 4 月であり、SNA としては 8 月に公表する 4~6 月期の一次速報で対応する必要がある。基礎統計における消費税の扱い、それを踏まえて SNA でどう対応するかは、基本計画で指摘するまでもなく、SNA の定常業務として検討している。また、来年 4 月の消費税率引き上げへの対応という問題は、5 年間の対象とする次の基本計画の課題として位置付けるのにはなじまないのではないかと。

- ・ 消費税を 8 % に引き上げた時に価格表示をどうするかもまだ明確には決まっておらず、一次統計の段階で、税抜きか、税込みかに統一した形で調査できるかは不確実である。ご指摘の課題は重要であり考えるべきと思うが、基本計画に掲載することは少し難しいのではないかと。
- ・ 産業関連統計タスクフォースでも、一次統計の段階で消費税込み、税抜きできちんと書き

分けられるかは、今の段階でもかなり難しいという感触が得られており、検討していくことは重要。一次統計の作成の課題と、それを踏まえて SNA の方でどう対応するかという議論の組み立てだと思う。

- ・ 重要な問題であり、統計委員会の役割として間接税の動きに対して統計的にどう対処するかも重要であるのは事実。資料 2 の参考のように、単に SNA の整備だけでなく一次統計側と密接に関係する問題だと思うので、記載場所も含めて次回までに検討した方がよい。

一次統計において重要であると同時に、SNA 及びその背後にある産業連関表は、経済を体系的にみるための有益な道具であり、そのフレームワークの中で消費税、間接税をどう扱うかを検討し始めることは日本の統計制度を考える時に大事。一次統計だけでなく、SNA においても検討は始めた方がよいと思う。その点も含め、事務局と相談し検討したい。

< 情報提供の整備 >

(三面の四半期推計の SUT による調整を追記する意見)

[事務局の回答] SUT による調整の枠組みについては、既に「ア 推計精度の確保・向上」で記載しており、そこに包含される。SUT は現行基本計画で進展が見られなかったが、次の 5 年間で実現しようと内閣府でも自主的な研究会で検討を進めている。順番としては、まず基準年次推計で SUT のフレームを作り、それを延長し年次の SUT を作っていく、更にそれが軌道に乗って初めて四半期に移行できる。四半期推計にも様々な課題があり、最終的にそこまで目指せば良いが、かなりハードルが高い。

- ・ 四半期速報で 3 つの GDP が公表された時に異なる値だと困るので、なるべく早い時期に一致させるという意見だと思うが、日本の現状は、次回の基準改定に向けて年次推計に SUT を導入し、それ以降 SUT による調整を始めるという段階。そこでの経験を相当積むことが必要で、更にそれを四半期にも導入するとなると四半期の SUT が必要だが、日本には四半期の 10 はなく、次期計画 5 年間の課題にはできない。ただ、年次推計に SUT を導入して整合性を高めれば、その結果は四半期の不突合の縮小にも結び付いていく。その点に着目して、例えば「三面の四半期推計を導入した上で推計値相互の整合性を高める」というような表現ではどうか。

内閣府として基本的な方向性は結構だが、具体的な書きぶりは検討させてもらいたい。

- ・ この問題に関しては既に現行の基本計画にも書いていることなので、年次に関して 28 年度末までに作るということが大事であり、それを基礎に四半期を考えるべき。

その点は合意していると思うので、四半期についてどう書くか事務局と相談し、次回相談させてもらう。

(三面推計を公表するに際しての利用者との十分な意見交換を特記する意見)

[事務局の回答] 諮問案の中で、統計ニーズの的確な把握については、「第 3 - 3 - (1)」で扱っている部分もあり、また「第 4」でも「国民の意見やニーズの把握及びその反映を推進する」といった本文が掲載されている。SNA について特記するという意見だと思うが、SNA 部局としては御指摘の統計利用者との意見交換など経常的に業務として既に取り組んでおり、

統計利用者の意見も踏まえて SNA の公表形式等を整え、基準改定も行っている。その実績を考えれば、あえて SNA だけを取り出して書かなくても良いのではないか。

- ・ 公表方法の決定は、SNA だけの課題ではない。例えば第 2 WG では完全失業率の定義が ILO で変わったことに伴い、どう対応して公表するかという課題がある。公表の仕方は、統計横断的な課題かもしれないが、個々の統計の段階で市場に不測の影響を与えないよう十分考慮しているものと理解している。

あえて SNA のところで殊更細かく書く必要はなく、原案のままとする。

(SNA に関する行政記録の活用を特記する意見)

[事務局の回答] 行政記録の活用は、諮問案の「第 3 」で既に掲載されている。SNA では現在でも使える行政記録は使うというスタンスであり十分に活用している。公的統計全般の課題として整理している中で、あえて SNA に特化して記載しなくても良いのではないか。

- ・ 第 3 WG で行政記録情報の活用については既に議論したが、提示された意見の主眼が四半期にあるとすれば、まだ十分には検討していない。そもそも四半期で行政記録情報を把握しているかどうかを確認することが必要だろうし、例示しているサービス産業の付加価値等を考えれば、取り上げるならば一次統計の整備のところではないか。

あえて SNA のところで殊更細かく書く必要はなく、原案のままとする。

< 一次統計との連携強化 >

(表現の整理に関する意見)

[事務局の回答] 意見どおり修正。

- ・ 「一次統計」と「基礎統計」という用語も混乱するのでは。
- ・ SNA にとっては、10 は一次統計ではないが基礎統計であるので、そのような使い分けをしていると思う。

以上の点を留意して、次回に修正案を提示する。

(実施時期のプライオリティ付け、担当府省として一次統計作成府省を言及する意見)

[事務局の回答] あらゆる一次統計との連携強化は、協議、情報共有の場という事項に含まれることになる。実施時期は、可能なものは平成 28 年までに結論を得るなどと記載しているものもあるが、平成 26 年度から検討するとしているものが多い。委員意見で指摘している、3 つの事項が一つの別表に入っているものは、現行基本計画の掲載事項が未実施のためにそのまま次期基本計画案にも記載したものの。取組が違えば結論を得る時期も異なるため、最も早く結論を得る意味から実施時期に計画開始時期を書き、いち早く着手するとしたのが諮問案の考え方。ただ、建設業の産出額を的確に把握するための推計方法等は、SNA の基準改定までには必ず結論を得る必要があるなど、事項によっては結論を得る時期が定まっているものがあり、具体的にその時期を記載している。現行基本計画では内閣府の担当しかなく、内閣府だけで工程表を作るような課題を与えられても困難であったことから、今回の諮問案では、具体的な時間軸を基本計画に記載するのではなく、基本計画が決定した後に設置する、協議、情報共有をする場で関係府省が集まり、スケジュール感も策定してもらえれば良いと考えて

いる。

- ・ 一次統計との連携は長期的な課題であることから、終期を設定できないのではないかと。終期を設定する場合には、どこまで実施する課題かを明示する必要がある。

法施行状況審議で確認すれば良いと考え、実施時期については原案のままとする。

- ・ SNA 中の項目という位置づけからすると、一次統計はほとんど全て関わってくる。諮問案で「関係府省の協力を得て」との記載が「サービス産業に係る統計の整備」のところで見られ、これについては具体的なイメージが湧くが、意見で言う「エ」のところでも「関係府省の協力を得て」と記載しても何を指すのか具体性に欠ける。SNA という特質上、あえて書かなくても全ての府省が関わると理解されるのではないかと。

他の表現ぶりにも関係するが、一応ここでは担当府省は原案のままとする。

(文末が審議結果よりも後退した表現になったとする意見)

[意見提出委員の補足説明 1] サービス業の中間投入構造等の情報を集めることの有用性、必要性は疑いないし、ファイナンシャルリースは重要で早急に解決すべき問題であるため、「有用性、必要性を（引き続き）整理する」という書き方では後ろ向き過ぎる。

[意見提出委員の補足説明 2] 理由の 2 つめ（担当府省の先決めは不相当）は撤回する。「サービス業の中間投入構造等～」の「引き続き整理する」という内閣府の役割は、別の「協議、情報共有の場の設置」という項目と併せて考えれば原案でも良い。ただし、「ファイナンシャルリース」については、「推計方法について検討する」という程度は追記しないといかにも後退しているように思える。

[事務局の回答] 必要性、有用性は基礎統計の整備の実現可能性を見越して慎重に検討してもらいたい。GDP に与える影響と一次統計整備に必要となる費用を考える必要がある。実現可能性を考えた上で、必要性、有用性を内閣府の方で責任を持って整理し、協議の場で主張してもらいたい。統計作成府省が受け入れられる課題であれば一次統計の整備に結びつくと考えられる。この点で諮問案のすみ分けも作っているため原案どおりで良いと思う。ただ、ファイナンシャルリースの推計手法については、内閣府で対応できることなので、内閣府の意向を踏まえた上で検討していきたい。

内閣府としては、推計手法も一次統計の整備状況で変わるので、その点は配慮して欲しい。

- ・ この 5 年間の状況を見ると、推計手法の検討と一次統計の整備は、どちらが鶏か卵か分からないが中々進まなかった。今期の基本計画では、両者があまり書き分けられずに曖昧な表現になってしまっているところもある。今回調整する時にはそこを十分考慮してもらいたい。

事務局回答の通りが良いが、ファイナンシャルリースの修正については次回までに調整をすること。

(コモ法に関する取組の担当府省について)

- ・ 事務局の整理では、この項目も協議、情報共有する場を設けその推進に努めることに入ると理解して良いか。

内閣府固有の課題は内閣府が自ら検討する課題だが、一次統計の整備に関連したものは、内閣府が具体的な有用性、必要性を持った上で、協議、情報共有する場に持ちだしてくれば、

関係府省全体で取り組むことになる。

- ・ 資料2の参考は、全体を通じてこの考え方にに基づき諮問案が書かれていると考えてよいか。そのとおり。

内閣府の検討を引き取って、協議、情報共有する場を設け、各府省が連携してその推進に努めるということであれば、原案で良い。

(国民経済計算の整備について、事前提出意見以外に追加的な指摘事項はなかった。)

2) 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築(生産物分類の目的についての意見)

[意見提出委員の補足説明] 本来は「各統計調査において同一の分類に基づいて生産物に関する情報を把握するため」と書きたいが、それでは統計基準になってしまうので不適当。しかし「副次的な経済活動を把握するため」では狭すぎるので当初は削除を考えたが、「多面的な経済活動を」とすれば改善になる。

意見のとおり修正する。

3) サービス産業に係る統計の整備

(具体的な統計調査名を追記する意見)

[事務局の回答] 御指摘の意見の趣旨は、企業統計の整備のところでは取りまとめている(p34(4)の最初の 一環)。また、個々の統計名を書くと、当初想定していた企業統計の横断的整備として経済産業企業活動基本調査、建設業や医療に関する企業単位の調査などを含め、幅広く既存の統計調査を捉え、事業所母集団データベースを活用して企業の連携をみていこうという課題が狭まることになる。課題の目的を小さくするよりも、更なる検討に結びつけた方が良いと考える。

- ・ 他の項目で記載しているので諮問案で良いと思う。
他の項目で記載しているので新たに記載する必要はないということにする。

(サービス産業動向調査の利活用促進を追記する意見)

他の関連項目の記載と併せて見れば、原案のままでも良いと理解。

4) 事業所母集団データベースの整備・利活用(経済センサスの精度の確認を追記する意見)

[事務局の回答] 事業所母集団データベースは経済センサス 活動調査と密接な関係があるので、具体的な議論は経済センサスの一環として次回行ってもらいたい。御意見について解釈が難しいところがあった。基礎調査の方が国及び地方公共団体に属する事業所も対象に含まれることから、問題意識からすれば活動調査よりも基礎調査の方が適当。また、サンプル調査である他の調査と比べることで全数調査である経済センサスの精度検証をするのは困難。この点については、次回、意見提出委員のいる場で、実施部局からの経済センサス-活動調査の報告を受けた上で審議いただきたい。

次回、経済センサス 活動調査の説明を受け審議する時にこの問題も審議する。できれば、

事業所母集団データベースにも触れてもらい説明してもらおうことにしたい。

(2) その他

次回の会合は、11月22日(金)14時15分(統計委員会終了後)から開催し、重点的に審議が必要と思われる事項について、審議予定であることが案内された。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>